

平成31年第2回雫石町議会定例会

施政方針演述

雫石町

平成 31 年第 2 回雫石町議会定例会の開催にあたり、平成 31 年度、2019 年度の町政運営の基本方針につきまして、私の所信を申し述べさせていただきます。

1 はじめに

昨年11月10日に町長に就任して、早くも3か月が経過いたしました。その間、皆様には町政運営にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

様々な公務を経験し、町政の現状や今後取り組むべき課題について認識を新たにしているとともに、町長の仕事は、町民の皆様や町民代表である議会の皆様、共に仕事を進める職員の声に耳を傾け、最終的な決断、意思決定を行うことであると実感いたしております。

さて、国では、1月28日に「平成31年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」を閣議決定し、今後の経済財政運営には引き続き、「経済再生なくして財政健全化なし」を基本とし、「人づくり革命」と、成長戦略の核となる「生産性革命」に最優先で取り組むとしております。また、本年10月に予定されている消費税率の引き上げに伴う対応については、あらゆる施策を総動員し、経済の回復基調が持続するよう、2019年度・2020年度当初予算において、臨時・特別の措置を講ずるとしており、今後、多様な働き方を選択できる社会の実現に向けた新たなしくみや、外国人材の受入れなどが開始され、10月からの消費税の税率の引き上げは、町民生活に大きな影響が見込まれます。住民の暮らしをしっかりと支える中心的な役割を担うのは、自治体でありますので、日頃から町民生活に密接した行政サービスの提供や、産業振興、地域活性化に取り組んでいる町行政の役割にも配慮した政策の実行を強く望むところでございます。

岩手県においては、平成31年度一般会計当初予算を「新時代スタートダッシュ予算」として総額9355億円計上し、東日本大震災と平成28年台風10号災害からの復興を急ぎ、県政の最上位計画である岩手の今後10年間の展望する総合計画「いわて県民計画」の初年度として、県民の幸福度を高める施策を行うとしております。

国や県のこうした取組みは、町の財政へ確実に影響してくるものと考えられます。本町としましては、その都度、自主・自立的な財政運営を目指した考え方で身の丈に合った判断をしなければならないと、強く引き締めるところでございます。

2 町の基本的な施策の方向

(雫石町総合計画の推進)

平成31年度、2019年度は、新たに町の方角性を明らかにする第三次雫石町総合計画の策定を完了させる年であります。「みんなが主役 誇らしく 心豊かなまち しずくいし」をまちの目指すべき将来像として掲げてきました第二次雫石町総合計画9年間の最終年度となり、集大成の時期を迎えます。その総仕上げの意味で策定当初の将来像を振り返り、マネジメントサイクルの考えを基本とする政策評価の手法により、これまでの基本計画における指標の達成度を検証しながら、5つの施策大綱である、「環境を守る育てるまち」、「心豊かに暮らせるまち」、「健やかでやすらぎあるまち」、「産業力を高め合い活力みなぎるまち」、「安全に安心して暮らせるまち」の取組を総括してまいります。

また、次期計画となる第三次雫石町総合計画につきましては、その検討を今年度から着手

しているところでありますが、私が昨年の町長選挙で町民の皆様にお示したマニフェストも反映させながら、新たな快適環境の概念を創造し、来るべき時代に対応できるまちづくりの指針となるよう、今後も町民参加を得ながら、計画を取りまとめ、議会のご議論をいただきまして定めてまいります。

なお、現在の総合計画の推進に関連する平成 31 年度、2019 年度の施策にあたっては、次の 6 つの事業を重点事業としておりますので、その概要について申し上げます。

第 1 は、「総合戦略推進事業」への取組であります。

5 年目を迎える雫石町まち・ひと・しごと創生総合戦略については、計画期間の最終年度であることから、これまでの取組を総括するとともに、国の方針に基づき必要に応じて見直しを図りながら、各種の人口減少対策を着実に推進してまいります。

また、まちづくりの指針となる第三次雫石町総合計画の策定や、行政組織運営の基本方針となる第三期第五次行政改革大綱の策定、事務事業の改善など行財政運営の改革に取り組み、持続可能な行政サービス基盤の確立を図ってまいります。

また、雫石・御所・御明神・西山の 4 地区地域づくり会議での話し合いの場づくりを積極的に支援して、住民主体による各地区での地域づくり会議の体制充実を図るとともに、利活用方針の決定した旧南畑小学校、旧大村小学校の整備及び事業内容の具体化を進めるなど、その他の旧小学校の跡地、校舎の地域活性化に資する利活用方針について、地域住民等の意見を踏まえ早期決定に向けて検討を進めるなど、協働によるまちづくりを推進してまいります。

以上のような取組を進めながら、本町の「人口減少への対策と人口減少に対応したまちづくりの推進」に取り組んでまいります。

第 2 は、「エネルギー創出・循環モデル推進事業」への取組であります。

持続可能な地域内資源循環社会の構築を目指して、エネルギー施策の指針となるエネルギーマスタープランの策定に向けた各種調査・検討を行うとともに、住民、事業者、関係機関と情報共有、調整を行い、自然環境や生活環境と調和のとれた再生可能エネルギーの促進を図ってまいります。

また、町内外の事業者と連携し、低エネルギーロス技術や再生可能エネルギー設備の導入と、町産材を活用した「雫石型建築」の仕様を検討し、その検討結果を町内建築関連産業へ普及させて、地域内資源循環を推進してまいります。

以上のような取組を進めながら、本町の「持続可能な発展を目指すまちづくりの推進」に取り組んでまいります。

第 3 は、「教育環境向上事業」への取組であります。

本町における教育環境の向上への取組につきましては、各小中学校の給食費の保護者負担軽減の取組を継続するとともに、学校給食費の公会計化により学校教職員及び保護者の安全と信頼につなげるほか、御明神小学校の大規模改修をはじめとした統合後の新小学校の環境

整備や、全小中学校へのエアコン設置など、小中学校の教育環境整備に努めてまいります。

また、雫石高校が将来に渡って本町を支える人材を輩出するため、私が自ら率先し、全庁体制で「雫石高校将来ビジョン」の具体的な事業への取組と併せた各種事業の実施により、雫石高校が魅力ある学校となるよう支援してまいります。

以上のような取組を進めながら、本町の「子どもの夢と希望を育む環境の向上」に取り組んでまいります。

第4は、「子育て支援・健幸づくり推進事業」への取組であります。

子ども子育て支援につきましては、「第2期子ども子育て支援事業計画」の策定を通じて将来の保育所のあり方を検討し、待機児童ゼロに向けた保育支援体制の充実を図るとともに、庁内及び子育て関係機関の連携強化による子育て支援ネットワークの充実化を図り、保護者への切れ目ない総合的な相談や支援に取り組んでまいります。

また、町民の健康づくりに関係する部署の連携体制を構築し、事業の集約化や共同実施に加え、民間事業者との連携も視野に入れた健康づくり事業を分野横断で検討する「生涯健幸プロジェクト」に取り組み、町民の健康づくりを推進してまいります。

さらに、地域包括ケアシステム行動計画の着実な推進により、保健・医療・介護・福祉関係者の連携を強化し、地域全体で高齢者や障がい者を支える地域づくりに取り組むほか、在宅医療の充実を目指し、訪問看護ステーションの今後のあり方を検討してまいります。

以上のような取組を進めながら、本町の「全ての年代が健康で活躍できるまちづくりの推進」に取り組んでまいります。

第5は、「地域産業基盤強化・雇用創出事業」への取組であります。

町内の産業振興と雇用の創出・確保は、町の活力に直結するものであり、農林業の基盤強化に向けては、農業の担い手及び後継者確保育成を図るべく、国や県などの各種の制度や事業及び町の事業を組合せ、その普及と活用を促進するとともに、今年度策定した6次産業化・地産地消戦略に基づき地域特性を活かした産業間連携及び農畜産物資源の活用を推進してまいります。

また、本年4月1日施行の森林経営管理制度に対応し、森林所有者の経営管理の促進に向けた取組を推進してまいります。

観光分野につきましては、観光誘客を戦略的に展開する「雫石版DMO」の基盤づくりに向け、意欲ある民間事業者との協議を加速させ、マーケティング調査に基づいた観光誘客事業を実施できる体制の構築を進めるとともに、合宿プラン並びに旅行商品造成などの観光協会が実施する事業を支援しながら、観光資源のPR、海外への本町の多彩な観光情報の発信を強化し、国内外からの誘客促進に取り組んでまいります。

商工業分野につきましては、東北管内の企業データを収集し、規模拡大や工場移転等の意向把握に努め、盛岡広域8市町で組織する盛岡広域地域産業活性化協議会や在京盛岡広域産業人会と連携を図りながら、製造加工業を中心とした新たな企業誘致への取組を強化してまいります。

以上のような取組を進めながら、本町の「特性を活かした地域産業の基盤強化と新たな雇用の創出」に取り組んでまいります。

第6は、「安心・安全な住環境整備事業」への取組であります。

防災につきましては、避難所看板及び誘導看板の計画的な設置と、自主防災組織への継続した活動支援や総合防災訓練の実施により、地域防災力の向上を目指すとともに、2カ年計画により防災行政無線の更新を行い、災害時の住民への情報伝達手段を強化してまいります。

防犯交通につきましては、通学路への防犯カメラの設置により、子どもを中心とした体感治安の向上及び犯罪事故抑止と防犯交通安全対策の推進に努めてまいります。

また、住環境整備につきましては、歩いて暮らせるまちなか居住の推進を図るため、町営新高前田住宅の建替えと連動した町有セーフハウス等の建設などの基本方針を決定するとともに、戸建て空き家を活用したエリア価値向上実証事業の取組を継続するほか、空き家の活用推進による定住人口の増加と特定空き家の解消に向けた取組を強化してまいります。

以上のような取組を進めながら、本町の「住み慣れた地域で安心して暮らせる居住環境の整備」に取り組んでまいります。

次に、平成31年度、2019年度の予算編成について申し上げます。

3 平成31（2019）年度予算編成

新年度の当初予算は、一般会計、特別会計として7会計、地方公営企業会計として2会計により編成を行い、このうち一般会計予算は、総額93億6500万円で、前年対比1億2500万円、1.4パーセントの増加となっております。

歳入面では、自主財源の根幹である町税収入において、宅地を中心とした地価の低下や償却資産の影響により固定資産税の減少が見込まれる一方、所得に緩やかな伸びが見られる個人町民税の増加及び法人町民税の増加が見込まれ、町税全体では平成30年度予算とほぼ同額の約21億5000万円と見込んでおります。

また、当町の歳入総額の約36パーセントを占める地方交付税について、交付算定額の減少要因があるものの、国の地方財政対策において普通交付税の総額が平成30年度と比較して1.1パーセント増加する見通しが示されたことにより、本町に交付される交付税全体額としては、前年度と同額程度を見込むものであります。

そのほか、消費税率の改正に伴う幼児教育の無償化に係る国庫支出金の増加や、普通建設事業の財源とするため町債の増加を見込むものであります。

歳出面では、平成30年度と比較して人件費が増加、扶助費及び公債費が減少することにより、これら義務的経費全体額の減少することに加え、経常的経費及び臨時的経費を圧縮した一方、御明神小学校大規模改修事業及びデジタル防災行政無線整備事業を予算措置したことにより投資的経費が大きく増加したため、歳出全体額が増加したものであります。

今後の本町の財政見通しについては、歳入面で町税の大幅な増加は見込めず、地方交付税は減少傾向であること、歳出面では年々老朽が進行している公共施設の更新、維持補修、高齢化社会に対応するための保健、医療、介護をはじめとする社会保障給付費の増加が見込ま

れます。

こうした厳しい財政状況の中にありながらも、人口減少問題に対応するべく、町の活力を維持できるよう地方創生の取組を進め、町民のニーズに応えるための財政需要への対応も必要となります。

平成 31 年度、2019 年度は、町長として初めて予算編成から執行までを行うこととなります。政策・予算・組織は一体であるという考えのもと、新年度予算を鋭意編成したのがありますが、選挙公約に掲げたそれぞれの項目の実施につきましては、現下の町の財政状況に配慮しつつ、町の総合計画等における全体の事業の中での位置づけを明確にし、優先度を見極めて順次進めてまいりたいと考えております。

以下、平成 31 年度、2019 年度の主要施策の概要について申し上げます。

4 平成 31 (2019) 年度の主要施策の概要

○第 1 に、「総務全般」に係る施策についてであります。

(行財政運営の推進)

はじめに、行財政運営の推進についてですが、最終年度を迎える現行の第四次行政改革大綱及び実施計画に鋭意取り組むとともに、次期大綱及び実施計画の改定作業を進めてまいります。改定に当たっては、まちの目指す姿に近づくべく、町職員個人がどのように考え行動するかの基準となる行動指針「クレド」の策定をテーマとして、あわせて、4 つの基本柱である「住民参加の推進と協働による行政運営」、「住民ニーズに対応した行政サービスの提供」、「持続可能な行財政運営の推進」、「時代に即した行政組織体制の構築」についても再考しながら、一層の不断の行財政改革を推進してまいります。

また、政策評価については、事務事業レビューにより事業の個別評価を実施し、全ての事務事業について、継続するのか、廃止するのか等の見直し作業を行い、第三次総合計画において取り組むべく事務事業の執行に反映させてまいります。

これらの行政改革と政策評価の取組により、住民サービスの向上と健全で安定した行財政運営の確保を図り、総合計画の着実な推進によるまちづくりを進めてまいります。

(協働によるまちづくり・地域づくりの推進)

次に、「協働によるまちづくりと特色ある地域づくりの推進」についてですが、平成30年 1 月に施行しました「雫石町協働のまちづくり推進条例」において、「誰もがまちづくりに参画できる環境をつくるとともに、地域課題の解決を図り、もって町民一人ひとりが住みよい暮らしを送り、幸福を感じられるまちの実現に寄与する」ことを目的としておりますので、地域課題などについて話し合う地域づくり会議を開催し、地域住民が主体となって課題解決を目指す「地域運営組織」の形成推進及びその活動の場となる「小さな拠点」の整備に向けて取り組んでまいります。

また、平成27年度に地域住民が主体となって作成した 4 地区別地域づくり計画に基づくさまざまな活動への支援、行政区・地域コミュニティ組織単位で展開する自主的な活動の支援などを通じて互いに理解を深めるとともに、価値観を共有し、補いあう、協働によるまちづくりを推進してまいります。

(町税収入確保対策)

次に、町税の収入確保対策についてですが、収納業務において納税の基本は、「納期内納付」であり、新規滞納者を増やさないことが収入確保に繋がることから、口座振替の推奨、納税環境の整備を実施しながら収入確保に努めてまいります。また、滞納者に対しましては、岩手県地方税特別滞納整理機構と連携して滞納整理を強化し、早期の財産調査、差押、公売と毅然とした滞納処分を行うとともに、十分な調査を行ったうえで執行停止や不納欠損を厳正に行い、滞納額の縮減に取り組んでまいります。

さらに、税務課債権管理対策室を中心に、庁内債権の情報を共有し、調査事務、不良債権の処理の効率化を図りながら財源確保に継続して取り組んでまいります。

○第2に、「民生全般」に係る施策についてであります。

(地域福祉計画)

はじめに、「地域福祉」についてですが、平成29年度において見直した「第二次雫石町保健福祉計画」に掲げる各施策を総合的・一体的に推進するため、進捗状況の把握と管理を行いながら、着実な計画達成に向け鋭意取り組んでまいります。

また、地域住民の身近な相談役である民生委員・児童委員については、本年12月が改選期となっておりますので、日頃の献身的な活動の支援を行うとともに、関係団体と連携・協力しながら次期委員の選任を進めてまいります。

さらに、心配ごと相談や消費生活相談、人権相談などの各種相談については、弁護士による無料相談の機会を増やすなど、関係機関と連携して複雑多岐にわたる悩みごとを気軽に相談できる体制を整え、的確な対応と早期解決を目指して取り組んでまいります。

(障がい者福祉)

次に、「障がい者福祉」についてですが、平成30年度、2018年度から32年度、2020年度までを計画期間とする第5期町障がい者計画並びに第1期障がい児計画に基づき、各種障がい福祉施策を推進してまいります。

また、相談支援業務の充実を図るため、専門的な知識を有する相談支援専門員を配置し、相談者や関係機関との連携に努めてまいります。さらに「地域包括ケアシステム行動計画」に基づく総合相談窓口の設置の検討を進め、障がいをお持ちの方々が地域の中で安心して生活できるよう、介護、医療、保健分野と連携した相談支援体制を整えてまいります。

(児童福祉)

次に、「児童福祉」についてですが、庁内及び子育て関係機関の支援連携体制を強化するとともに、安心して子どもを産み育てられる町を目指し、子どもたちの福祉及び教育の施策を掲げる「子どもプラン」に基づき、「子育てをしている家庭を支援する環境づくり」、「親と子の学びと育ちを応援する環境づくり」を目標に、各施策を実行してまいります。

保育所、保育園の待機児童の解消対策につきましては、町立保育所臨時保育士等の確保へ取り組むとともに、幼児教育・保育の無償化について、国の動向を注視しながら的確に対応してまいります。

また、今年度から施行した「在宅子育て応援給付金」制度を継続し、在宅で乳幼児を育児している家庭を支援してまいります。

子育ての悩みや児童虐待防止対策につきましては、児童相談窓口の充実の他、関係機関・団体、関係者との連携により、子どもを見守る体制を強化し、安心して子どもを産み育てやすい環境づくりを推進してまいります。

（高齢者福祉）

次に、「高齢者福祉」についてですが、認知症への対応として、地域包括支援センターの相談窓口による「認知症に関する相談」に対応するとともに、「認知症カフェ」を開催し、認知症への理解と知識を普及し、地域で認知症を支える体制づくりを進めてまいります。

また、元気な高齢者が講師として活動する住民参加型の介護予防活動を支援するとともに、介護予防や生活支援に関する講演会を開催し、介護予防の普及啓発や地域における支え合いの体制づくりに努めてまいります。

高齢者の生きがいづくりについては、老人クラブ、シルバー人材センターなどの組織運営が、円滑かつ活発に行われるよう支援し、高齢者がこれまで培ってきた知識、経験などを生かしながら、健康的で生きがいのある生活ができるよう、組織や地域活動への参加機会の拡充に努めてまいります。

（地域包括ケアシステム）

次に、「地域包括ケアシステム」についてですが、生涯活躍のまち構想における地域包括ケアシステムの構築として、人づくり、関係者の連携協力に重点をおき、多職種の連携、情報の共有ネットワーク化、総合相談窓口の設置の検討、地域における拠点づくりと生活支援体制整備の構築など、地域全体で高齢者や障がい者を支えていく地域づくりに努めてまいります。

（介護保険）

次に、「介護保険」についてですが、高齢化の進展に伴い介護給付費の増加が見込まれたことから、今年度からの「第7期介護保険事業計画」期間内においては、第1号被保険者の方々へ、保険料の増額をお願いし、事業開始したところであります。

年々、社会保障費が増加する中、応分のご負担をいただくこととなりますが、自立支援・重度化防止へ向け、地域包括ケアシステムの連携・強化、介護予防事業の効果的な取組、公正・適正な介護サービスの提供、そして介護保険事業の健全な運営と介護人材の確保に努め、高齢者が安心して生活をしていただけるよう、鋭意取り組んでまいります。

（後期高齢者医療制度）

次に、「後期高齢者医療制度」についてですが、高齢化の進展に伴い、被保険者も増加傾向にあります。制度の持続性を高める観点から、新年度におきましても、保険料軽減特例措置の一部見直し等が予定されておりますので、被保険者の皆さまに適切な広報周知に努め、被保険者の皆さまが安心して治療を受けられるよう、岩手県後期高齢者医療広域連合と連携して、制度の円滑適正な運営に努めてまいります。

○第3に、「保健衛生全般」に係る施策についてであります。

（地域医療・健康推進）

はじめに、「地域医療」についてですが、引き続き町内および近隣の医療機関と連携し、休日および夜間における救急診療体制の確保に努めてまいります。

また、2025年問題に向け、重要となる在宅医療の普及について、地域医療の中核を担う町立雫石診療所や介護事業所など医療・福祉・介護関係機関の連携の推進に加え、在宅医療における支援体制の確立に向けて、健康センター内に開設している訪問看護ステーションの今後のあり方を検討してまいります。

次に「健康づくり」についてですが、今年度に中間見直しをした「第2次さわやか健康しずくいし21・食育推進計画」の基本理念をもとに、町民が自主的に健康づくりを行えるよう、食生活改善推進員など地域で健康づくりを推進する活動への支援や専門家との連携を強化し、健康づくりが行える環境の充実に努めます。また、自殺予防対策として、今年度に策定した「雫石町こころの健康づくり計画」に基づき、研修会や小中高生への「いのちの授業」や地域と連携した「健康教室」を開催し、心の健康の保持増進を図ってまいります。

そのほか、少子化対策として、不妊症に悩む夫婦の相談や不妊治療費の助成支援を行うとともに、新たに産婦検診の助成、乳幼児を対象とするロタウイルス、おたふくかぜ予防接種の一部助成に取り組み、安心して産み育てられる環境をつくってまいります。

（雫石診療所）

次に、「雫石診療所」についてですが、保健・医療・福祉の連携した医療サービスを提供するとともに、本町に合った「地域包括ケアシステム」を推進するため、訪問診療ならびに訪問看護ステーションとの連携による在宅医療や土曜診療、西山・御明神出張診療所での診療を行ってまいります。

また、町民のかかりつけ医として、地域の医療関係者と連携した体制を堅持するとともに、経営改善と収益の確保による効率的な診療所経営に努めてまいります。

（国民健康保険）

次に、「国民健康保険事業」についてですが、高齢化や医療の高度化により、一人当たりの医療費が年々増加しており、厳しい財政運営となっております。

また、当町はメタボリックシンドローム該当者の方が県内で最も多く、高血圧性疾患や糖尿病などの生活習慣病の重症化や医療費の増大が危惧されております。これらの病気の重症化を防ぐため、ノルディックウォーキングを取り入れた運動指導と、活動量計等による健康チェックを行い、運動習慣の定着と健康づくりを推進し、医療費の削減に努めてまいります。

（環境対策）

次に、「環境対策」についてですが、エネルギー施策指針となるエネルギーマスタープランの策定に向けて、町民アンケートや再生可能エネルギーの可能性調査を行い、地域経済の好循環につながる施策を検討するとともに、環境負荷の少ない循環型社会を形成するため、町民が導入する太陽光発電設備や木質燃料燃焼機器などの導入経費に対する支援を行い、再生可能エネルギーの利用を促進してまいります。

また、温室効果ガスの排出を削減するため、地球温暖化対策第Ⅳ期実行計画に基づき、町の公共施設での省エネや節電等に取り組むとともに環境講座等を通じて、町民に周知を図ってまいります。

（廃棄物対策）

次に、「廃棄物対策」についてですが、廃棄物の処理につきましては、「滝沢・雫石環境組合」による安定した運営と適正な処理を行ってまいります。

また、ごみの減量化と資源化については、自然環境への負荷軽減のため、ごみを減らす・再使用する・リサイクルする、いわゆる３Ｒを基本に、子供会や地域団体での集団資源回収への支援、古着や廃食油の拠点回収などの取組を行ってまいります。

不法投棄につきましては、巡回パトロールによる監視を行うとともに、関係機関と連携しながら撲滅に努めてまいります。

○第４に、「農林業全般」に係る施策についてであります。

（水田農業）

はじめに、「水田農業」についてですが、銀河のしずくの品質を確保した生産地確立と、あきたこまち等を組合せによる需要に応じた主食用米生産の推進、及び経営所得安定対策での雫石町地域農業再生協議会による水田フル活用ビジョンを促進し、地域振興作物の生産販売の拡大を図りながら所得向上を推進してまいります。

（畜産振興）

次に、「畜産振興」についてですが、肉用牛生産の振興対策として、繁殖牛経営支援と肥育牛経営支援と、町とＪＡ及び部会の連携による生産から流通消費までの一貫した肉用牛産地づくりを推進してまいります。

乳用牛振興対策については、若手酪農家らによる乳用牛の改良、乳量・乳質向上の意欲的な取組みをＪＡと連携しながら継続して支援してまいります。

また、家畜衛生対策事業として、県央へい獣処理協議会による死亡牛の一時保管施設の老朽化への対策となる施設整備について、協議会構成団体と連携しながら新施設整備による畜産経営振興を推進してまいります。

（担い手確保対策等）

次に、「担い手確保対策」についてですが、国では農地中間管理事業の見直しに伴い、担い手への農地集積・集約化を進めるため、人・農地プランの実質化を進めることとしており、町としても農業委員及び農地利用最適化推進委員との連携を一層強化し、その取組を進めてまいります。

また、農業生産者や就農希望者からの各種相談対応、新規就農者の技能習得支援、関係機関・団体との連携などにより、農業の担い手確保育成を推進してまいります。

（農村環境基盤整備）

次に、「農村環境整備」についてですが、多面的機能支払制度や中山間地域直接支払制度の活用による農地や農業用施設の維持・保全活動を引き続き推進し、農村と農地が持つ多面的機能が維持されるよう、活動組織の取組を支援してまいります。

また、県営中山間地域総合整備事業による飲料水供給施設の整備については、年内に各種工事を完了させ、給水体制確立の後、簡易水道事業としての給水事業を開始してまいります。

（林業振興）

次に、「林業振興」についてですが、本年４月から始まる森林経営管理制度に対応し、今年度で整備する林地台帳を活用し、民有林の適切な経営管理に向けた調査業務を実施してまいります。また、民有林伐採後の再造林及び保育作業の支援の実施や町産材利用促進事業の継続実施により、森林資源の育成及び利活用を促進してまいります。

平成 28 年度から実施してきた七ツ森町有林のアカマツから広葉樹への樹種転換に係る事業は、今年度で伐採が終了となることから、伐採地への植樹及び植樹実施済み箇所の下刈りなどを実施してまいります。

（鳥獣被害対策）

次に、「鳥獣被害対策」についてですが、町内のイノシシ被害の拡大やニホンジカによる被害も懸念されるなかで、雫石町鳥獣被害防止計画に基づく取組の実施に加え、盛岡広域 8 市町で協議を重ね、本年 1 月に設立された盛岡広域鳥獣被害防止対策協議会に参画しながら、広域での有害鳥獣捕獲実施者の確保・育成対策について連携し取り組んでまいります。

○第 5 に、「観光商工全般」に係る施策についてであります。

（観光振興）

はじめに、「観光振興」についてですが昨年の観光客入込数は、全体的な県内日帰り客の減少や、小岩井地区及び鶯宿地区における観光客の減少などを要因に、速報見込み値で約 253 万人回と平成 29 年の 266 万人回を大幅に下回る見込みとなっております。

観光客入込数の拡大を目指し、平成 28 年度から取り組みを始めた「雫石版 DMO」の基盤づくりと実践活動に着手するとともに、本町を代表する温泉地である鶯宿温泉エリアを中心に長期宿泊を伴う滞在型周遊モデルを構築するため、若手経営者の方々を交え全体で協議する場を設け、地域一体となっていくエリアの価値を高める活動を支援してまいります。

さらには、「観光誘客実践活動推進交付金制度」により、観光協会が取り組む観光振興事業を支援していくほか、盛岡広域 8 市町の連携による「首都圏観光商談会開催事業」を開催し、より効果的な P R 活動を展開しながら本町への誘客を促進してまいります。

また、昨年の訪日外国人観光客の数は、日本全体で前年比 8.7%増の 3,119 万人回を記録したところであり、本町においても前年比で 7%増となる 36,800 人回となったことから、今後も外国人観光客の数は増加していくと予想されます。

このことから、本町では、岩手県がメインターゲット市場とする台湾をはじめ、近年、日本への旅行意欲の高いタイやオーストラリアを中心に、近隣市町との広域連携によるプロモーション事業を展開していくほか、外国語ホームページによる多言語での本町の多彩な観光情報の発信に取り組み、外国人観光客の増加を図ってまいります。

また、盛岡広域スポーツツーリズム推進協議会と連携し、首都圏で開催される合宿相談会に参加するほか、合宿地として本町に興味を示す大学や企業等の事前視察をサポートしながら、本町の資源を活かした合宿誘致に鋭意取り組んでまいります。

（商工業振興）

次に「商工業振興」のうち、「中小企業者の支援」については、制度資金の借入に対する利子補給や保証料補給を継続して行い、意欲ある起業者の育成に努めるとともに、今春操業予定の地ビール会社と雫石産ホップの生産をめざす農業者との試験栽培を支援し、企業と農業者との連携による産業振興を推進してまいります。また、消費税の税率の引上げに伴う、地域における消費の喚起・下支え等のため、プレミアム付き商品券を発行してまいります。

「中心市街地活性化」については、商業の振興と魅力あるまちづくりを推進するため、まちおこしセンターと連携したまちづくり事業を積極的に推進してまいります。また、「空き店

舗活用事業」を実施し、改装工事費等の一部助成によって意欲ある起業者の開業を支援してまいります。

6月に100回目の節目を迎える「元祖しずくいし軽トラ市」は、開始から15年目となり、引き続き開催を支援して商店街の賑わい創出に取り組んでいくとともに、静岡県掛川市で行われる予定の第6回全国軽トラ市への参加とネットワークづくりを支援してまいります。

「物産振興対策」については、新商品開発と販路拡大に向けた物産展出展に対する助成を行い、商工業者の自立を支援するほか、東京都の「いわて銀河プラザ」で観光物産展を開催し、本町の農産物や加工品、工芸品等を首都圏に向けPRしてまいります。

（雇用対策）

次に、「雇用対策」についてですが、人口減少対策としても重要な新卒者の地元定着を図るため、雫石高等学校と協力して町内企業見学会と意見交換会を企画し、生徒たちの地元企業に対する理解を深めてもらう機会を創出してまいります。

さらには、これまで10の企業・団体が実施しました「イクボス宣言」の取り組みをさらに広め、町内企業の働きやすい環境づくりを推進してまいります。

○ 第6に、「土木全般」に係る施策についてであります。

（道路網の整備と維持管理）

はじめに「道路網の整備と維持管理」についてですが、安全な通行確保を最優先に、整備に関しましては、これまで複数年にわたり改良工事を継続している路線の事業進捗を図り、早期完成を目指してまいります。

また、町道全般において経年による路面の劣化が進行していることから、これまでに実施した専門業者による調査や職員によるパトロール等の結果及び道路利用者から寄せられる情報をもとに、順次補修工事等を実施してまいります。

次に「橋梁」についてであります。これまでに法令に基づいて実施した既存橋梁点検や長寿命化計画を基に、必要性の高いものから順次修繕等を実施してまいります。また、昇瀬橋の架け替えについては、架け替え構想がスタートしてから一定の期間が経過する中で、通行の利便性向上はもとより、災害時の避難路や緊急輸送ルートの確保など、架け替えのニーズが変化していることから、県代行による事業実施を引き続き岩手県に強く要望するとともに、多方面にも働きかけ、架け替えの早期実現に向け鋭意取り組んでまいります。

（治水砂防）

次に、「治水砂防」についてですが、近年は全国的に火山活動による災害や豪雨による土砂災害が発生し、当町といたしましても、かねてから岩手山・秋田駒ヶ岳の火山活動による災害が懸念されております。

特に、秋田駒ヶ岳については地下の火山活動が高まっており、土石流対策や火山災害対策が重要であることから、現在、国の直轄砂防事業において、秋田駒ヶ岳火山災害対策として、既設の施設改良を含め、橋場・国見地区を中心に砂防施設の整備が進められております。平成26年度以降からは、4基の砂防堰堤の整備中であり、うち2基は本年3月に完了する見込みであると伺っております。

今後も、国には現在整備中の砂防施設の早期完成を含め、土砂災害対策を推進されるよう、

関係自治体と連携して要望活動をしてまいります。

（上水道の整備）

次に、「水道事業」についてですが、基本である安全、安心、安定、持続を柱に、水需用の動向を踏まえた長期展望に立ち、効果的かつ効率的な施設の整備を進めてまいります。

水道施設に関しては、漏水調査を引き続き実施し、有収率の向上と経費節減を図るとともに、施設の更新や水系の統合を検討しながら、適切な維持管理に努めてまいります。

また、水道施設の老朽化が進んでいることから、施設の老朽度や健全度を調査するため、今年度から実施しているアセットマネジメントを引き続き行い、施設設備の更新需要と財政需要の見通しについて、長期的な更新計画の策定ができるよう、鋭意検討してまいります。

水道未普及地域につきましては、飲料水供給施設の設置などに対して費用の一部を交付する生活用水確保事業を実施し、対象地域の方々の生活環境の改善と負担軽減を図ってまいります。

（下水道の整備）

次に、「汚水処理事業」についてですが、快適な生活環境の整備、地域の水質保全と公衆衛生の向上に寄与するため、北上川上流流域下水道鶯宿幹線の整備に併せて、片子沢地区および柵沢地区の整備を進めてまいります。また、水洗化率の向上や維持管理経費の節減を図り、農業集落排水施設と併せて適切な維持管理及び事業経営に努めてまいります。

浄化槽の設置については、経費負担の軽減を図るため、町単独での上乗せ補助と維持管理費用の一部を補助する浄化槽補助金交付事業を行い、良好な生活環境の整備を進めてまいります。

○第7に、「交通安全、消防防災全般」にかかる施策についてであります。

（交通安全）

はじめに、「交通安全」については、盛岡西警察署、町交通指導隊、各地区防犯交通安全協会等と連携し、街頭指導や交通安全教室を実施し、特に、子供と高齢者の交通事故抑止を推進してまいります。また、交通安全施設については、通学路の危険箇所点検に重点を置き、児童生徒の安全な歩行空間を確保してまいります。

（消防）

次に、「消防」については、第1分団第4部の消防車両を更新するほか、今年度から2カ年計画で進めている消防団員の防火衣を更新し団員の安全を確保してまいります。また、市街地火災防御訓練を実施し、消防団と地域住民が連動した延焼拡大防止の体制づくりを進めるとともに、新たに機能別団員制度を導入し、消防団OBの協力を得ながら、消防団員が手薄となる平日の火災・災害対応のほか、平時の消防水利点検や火災予防広報等による体制を確保してまいります。

（防災）

次に、「防災」については、大雨・地震・火山等の災害に備え、「公助」の立場にある町職員の危機管理意識と緊急時対応スキルの向上を目指し、実践的研修や実動訓練を実施するとともに、各自主防災組織においては、「共助」の考え方に基づく実効性のある避難体制づくりを支援し、行政と住民の連携・役割分担のもと、災害で犠牲者を出すことのない地域防災体制の確立を目指してまいります。

○第 8 に、「教育全般」に係る施策についてであります。

教育については、詳細を教育長による教育施策方針演述に譲りますが、教育政策は、本町の将来を支える人材の育成という観点から極めて重要な政策であり、教育委員会と教育施策の方向性を共有し、連携の強化を含む有意義なものとして、教育・文化行政の施策を実施してまいります。

（学校教育）

はじめに、「学校教育」についてですが、子どもたちが将来に向け希望に満ちた強い教育実践を通して、健やかな心を育み、可能性を伸ばす教育を推進するため、学校と家庭、地域が理解しあい連携を密にした、よりよい教育環境づくりに取り組んでまいります。

教育施設整備については、児童生徒が一日の大半を過ごす学習活動の場であり、児童生徒にとってよりよい教育環境を提供する必要があることから、重点事業で申し延べました御明神小学校の大規模改修工事と全小中学校のエアコン設置のほか、昨年 4 月に開校した西山小学校の外構工事を実施してまいります。

また、学校給食においては、自校方式の学校給食の強みを生かした地場食材の利用を進め、郷土の食文化や食糧生産などに対する関心や理解を深める取組を支援してまいります。

（社会教育・生涯スポーツ）

次に、「社会教育」についてですが、子ども・家庭・学校・地域・行政の 5 者による教育振興運動を核とし、子供会育成会連合会、PTA 連絡協議会と連携して、地域ぐるみで青少年を育てる環境づくりに努めるとともに、指定文化財を中心に、歴史・文化資源の保護と周知に努め、町の歴史を広く町民に情報を発信してまいります。

「生涯スポーツ」につきましましては、町民誰もがスポーツに親しみながら健康の保持増進や体力の向上が図られるよう、町体育協会、スポーツ推進委員及び保健・福祉関係機関等と連携して年代や体力及びニーズに応じたスポーツ活動を推進してまいります。

また、体育施設の環境整備については、スポーツ活動が安全で快適に行われるよう、町営体育館の高圧受電設備の改修や空調設備設置工事を進めるほか、鶯宿温泉スポーツエリア整備計画に基づく、ソフト・ハード両面での整備を進めてまいります。さらに「東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会」の機運の醸成に向けた取組やスポーツ合宿・大会誘致など、スポーツツーリズムによる地域の活性化に向けた取組を関係機関と連携し、一体となって進めてまいります。

5 むすび

以上、平成 31 年度、2019 年度の町政運営の基本方針について申し上げます。

本年は、4 月 30 日に天皇陛下が御退位され、5 月 1 日に皇太子殿下が御即位される歴史的な皇位の継承がございます。また改元が行われ、新しい元号となり、時代は「平成」のその先に向かっていくこととなります。

未来の雫石町も、私は公約で「5 つの目指す町」を掲げ、それに向かって発展させてまいりたいとの考えのもと、町政運営に全力で取り組み、新たな時代に向かってまいりたいと考えております。

結びに、議員各位をはじめ、町民の皆様の変わらぬご理解とご協力をお願い申し上げ、施政方針といたします。